

登別市議会市民との意見交換会の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例（平成23年条例第8号）第3条第1号の市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

(意見交換会)

第2条 意見交換会は、市議会での審議の結果等を市民に対して情報提供するとともに、市政全般にわたる市民の意見を把握するため、常任委員会が実施するものをいいます。

2 意見交換会は、常任委員会の所管事務調査と位置付け、それぞれ毎年5月から翌年4月までの間に1回以上実施するものとします。

3 常任委員会の委員長は、意見交換会の実施について、目的、対象者、時期、場所等を決定し、その概要を年間活動計画により、議長に提出して承認を受けるものとします。

4 議長は、前項の規定に基づき提出のあった概要を直近の議会運営委員会に報告するものとします。

5 意見交換会を実施した常任委員会の委員長は、意見交換会の終了後、提出された意見等を要望、提言、指摘等に分類し、成果及び効果を報告書により、議長に提出するものとします。

(実施の告知)

第3条 議長は、意見交換会の実施について、登別市議会ホームページ等により、広く市民に周知するものとします。

(市民意見の政策化)

第4条 議長は、意見交換会で提出された意見等について、それぞれの対応結果を登別市議会ホームページ等により、公表するものとします。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。